

平成 18 年 5 月 30 日

各位

大阪府豊中市新千里東町 1 丁目 5 番 3 号  
クリングルファーマ株式会社  
代表取締役社長 岩谷 邦夫

## 内部統制システム構築の基本方針に関する決議のお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 26 日開催の取締役会において、平成 18 年 5 月 1 日の会社法施行に伴う内部統制システム構築の基本方針に関し、下記のとおり決議をいたしましたのでお知らせいたします。

### 記

当社は、抗がん剤をはじめとする難治性疾患治療薬の研究開発を行い、難病に苦しむ患者に対して画期的な治療手段を提供することにより社会に貢献することを経営理念とした大学発創薬ベンチャー企業である。

この経営理念に基づき事業を推進するために、法令・定款等を遵守し、社会規範・市場ルールに則り公正かつ適切な経営の実現を図る具体的対応として、会社法および同法施行規則に基づき、内部統制システムの構築および整備に向けて以下のとおり定める。

なお、会社の業務執行の適法性・効率性を確保し、リスク管理に努めるために、この基本方針は経営環境の変化に応じて不断の見直しを図るものとする。

#### 1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(会社法第 362 条第 4 項第 6 号、会社法施行規則第 100 条第 1 項第 4 号)

- (1) 取締役会は、法令遵守（以下「コンプライアンス」という。）体制の確保のため関連する規則類の制定・改定や内部統制システムを含むシステム整備の決定を行い、定期的に状況を確認する。
- (2) 監査役は独立した立場から、内部統制システムの整備・運用状況を含め、取締役の職務執行状況を監査する。
- (3) 内部監査部門は、内部統制システムが有効に機能しているかを確認し、整備方針・計画の実行状況を監視する。
- (4) 各部門は当社の事業に適用される法令等の情報を、取締役及び使用人に周知徹底することにより法的要求事項の遵守に対応する。

**2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制**（会社法施行規則第100条第1項第1号）

- （1） 取締役は、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下「文書等」という）に記録・保存・管理し、必要な関係者がこれらの文書等を閲覧できるものとする。
- （2） 情報システムを安全に管理及びモニタリングし、適切に維持する。

**3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制**（会社法施行規則第100条第1項第2号）

- （1） 事業目的と関連した経営に重大な影響を及ぼすリスクについては、担当部署にて規則・ガイドラインなどの案を策定し、取締役会で承認された後、その監視・対応は管理部が行う。
- （2） 事業活動上の重大な事態が発生した場合には、代表取締役社長指揮下の対策本部を設置し、損害及び被害の拡大を防止しこれを最小限に止めるとともに、再発防止を図る。

**4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**（会社法施行規則第100条第1項第3号）

- （1） 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回（定時）開催するほか、必要に応じて臨時に開催する。
- （2） 取締役の職務分担を明確にし、当該担当業務の執行については、業務分掌規程において各部門の業務分掌を明確にするとともに、その責任者を定め、適正かつ効率的に職務が行われる体制を確保する。

**5. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**（会社法施行規則第100条第1項第5号）

- （1） 当該株式会社
  - ① 当社は、業務の適正化と部門間の連携を図るため、全部門が参加する月次業務報告会を実施する。
  - ② 当社の内部監査部門は、内部統制システムが有効に機能しているかを確認し、整備方針・計画の実行状況を監視する。
- （2） 親会社及び子会社  
当社には親会社及び子会社がないため、当該事項は設けないものとする。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項（会社法施行規則第100条第3項第1号、会社法施行規則第100条第3項第2号）

- (1) 取締役は監査役の求めにより、監査役を補助する使用人（以下監査役スタッフという）として適切な人材を配置する。
- (2) 監査役スタッフの適切な職務の遂行のため、人事考査は監査役が行い人事異動については取締役と監査役が協議する。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制（会社法施行規則第100条第3項第3号）

取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え次に定める事項を報告する。

- (1) 会社に重大な影響を及ぼすおそれのある事項
- (2) 内部監査状況およびリスク管理に関する重要な事項
- (3) 重大な法令・定款違反
- (4) その他コンプライアンス上重要な事項

8. その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第3項第4号）

- (1) 代表取締役社長、副社長と監査役との間で相互の意思疎通を図るため会合を持つ。
- (2) 取締役は、監査役の業務の遂行にあたり監査役が必要と認めた場合に重要な取引先等の調査、また、弁護士、公認会計士等の外部専門家との連携を図れる環境を提供する。

以上